(1)関係条文等

<「環境基本法」より抜粋>

第七節 地方公共団体の施策

- 第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。
 - ()第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制・経済的措置、 環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進、環境への負荷の低減に資す る製品等の利用の促進、環境の保全に関する教育、学習等民間団体の自発的な活 動を促進するための措置 等

< 「地球温暖化対策の推進に関する法律」より抜粋 >

(国の責務)

第三条

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

- 第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。
- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体の施策)

第二十条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的 社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を 策定し、及び実施するように努めるものとする。 <「地球温暖化対策に関する基本方針」(平成11年4月9日)より抜粋>

地方公共団体の措置に関する基本的事項

ア 温室効果ガスの排出の抑制等の施策

地方公共団体は、地域の自然的・社会的条件に応じて、とるべき施策を判断し、きめ細かい地球温暖化対策を講ずる。地方公共団体の措置に関しては、例えば、以下の事項を基本とする。

地方公共団体は、地域づくりの推進者として、温室効果ガスの排出の抑制等に資する都市整備の推進、社会資本整備等の基盤づくり、木材資源の有効利用等の推進を図るとともに、植林、里山林の整備、国土緑化運動の推進等の森林の保全及び整備や都市緑化等の二酸化炭素吸収源の保全及び強化に資する対策を実施する。

地方公共団体は、事業者や国民に身近な公的セクターとして、地球温暖化対策やエネルギーに関する教育、民間団体の活動の支援等を行うとともに、先駆的な取組の紹介や相談対応等を実施する。その際、都道府県地球温暖化防止活動推進センター及び地球温暖化防止活動推進員が設置・委嘱されている場合には、これらを活用し、きめ細かな対応を行う。

地方公共団体は、対策の実効性を確保するため、社会資本の整備等その実施する対策について、具体的目標の設定に努めつつ実施することとし、定期的にフォローアップを行う。

都道府県地球温暖化防止活動推進センターの運営に当たっては、民間団体や住民の協力・参加が適切に確保されるものとする。

地方公共団体の事務及び事業のうち、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、受託者等に対して、必要な排出抑制等の措置を講ずるよう要請するものとする。

イ 地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための 措置に関する計画

地方公共団体の事務及び事業に関し策定する温室効果ガスの排出の抑制等のための 措置に関する計画(以下、「地方公共団体の実行計画」という。)の策定・公表等につ いては、以下を基本とする。

地方公共団体は、本基本方針 3 . に定める政府の実行計画の規定に準じて、地方公共団体の実行計画の策定、点検、公表等を行うものとする。また、その策定に当たっては、地域の自然的・社会的条件に応じ、創意工夫して行うものとする。なお、市町村は、その規模能力に応じて地方公共団体の実行計画を策定する。

地方公共団体の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、 水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等も含まれる。

<地球温暖化対策推進大綱(平成14年3月19日)より抜粋>

国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった取組の推進

地球温暖化対策の推進に当たっては、国、地方公共団体、事業者、国民といったすべての主体がそれぞれの役割に応じて総力を挙げて取り組むことが不可欠である。また、地方公共団体は、上記の(1)(環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築)及び(2)(ステップ・バイ・ステップのアプローチ)の基本的な考え方を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

< 「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」 (中央環境審議会地球環境部会、平成16年8月)より抜粋>

(3)地域における対策の展開と地方公共団体の役割

日本各地で各主体の地球温暖化対策への参加を促すためには、各府省の壁を越えた連携施策の集中導入により、他の地域の模範となる先進的モデル地域が、目に見える形で数多く創出されることが重要である。

また、こうした取組の波及効果を高めるためには、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化対策地域協議会、地球温暖化防止活動推進員が主体的に参加することが期待される。

さらに、地域のきめ細かな環境行政の担い手である地方公共団体がイニシアティブを 発揮することが不可欠である。地方公共団体は地域で地球温暖化対策を推進する責務を 有するが、京都議定書の6%削減約束の履行は、国際法により国に課せられた義務であ り、これを遵守するための対策については国が責任を持って実施していく必要があるこ と、地方公共団体による温室効果ガス排出抑制対策の便益は当該地域に限定されず、全 国的に及ぶものであることから、特に積極的な地方公共団体の取組については、補助を 含め、国が積極的に支援することが適当である。

(2)地方税、地方譲与税、地方交付税、補助金・交付金等の概要

地方税

地方公共団体が徴収する税。使途を特定しない法定普通税(個人住民税、固定資産税等)と使途を特定する法定目的税(自動車取得税、軽油引取税等)に分かれている。

地方譲与税

地方税として与えられるべき税を国が徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与するもの(地方道路譲与税、自動車重量譲与税等)。原則、各譲与税法により使途が特定されている。

地方交付税

地域によって、地方税の収入額に差があるため、標準的な行政を行うための支出に 比べて地方税収が不足する団体に対し、その差額を埋めるために交付されるもの。特 定の事務事業を標準的な行政を行うための支出の根拠に算入することはできるが、一 般財源であり、使途を特定することはできない。

補助金・交付金

国が地方公共団体に特定の事務事業の実施を奨励する等その施策を行うため特別の必要があると認められるとき等に交付するもの。使途が特定されている。